



「争議権を確立したら、これが撤回されるまで 3,500 億円は出資しない！」

～JAL 不当労働行為裁判～

# 完全勝利判決！

### この判決の意義

JFU・CCU の主張を全面的に採用

**整理解雇が違法行為のもとで進められた事実を認定！**

本判決は、JAL 不当解雇事件に伴って行われた不当労働行為の一部について JFU・CCU の主張が認められたものです。当時、管財人・JAL 経営が「JAL 再生」のために形振り構わず「ものを言う労働組合」の弱体化のために行ったことの一部が明確になったことで、問題の本質である JAL 不当解雇事件の解決に向けて、この判決が大きな力となることは疑う余地がありません。

一方で、この事件は私たちに大きな教訓を与えてくれるものでもあります。本件は経営破綻という職場にとっても未曾有の出来事の中で起こったものですが、昨今の企業再編とそれに伴う乗員組合組織の再編や雇用流動化・乗員不足の中で、更なる労働強化や効率化を目的にした不正確な情報の流布、それに伴う職場内の混乱は起こり得ます。その中でも、私たちの団結や仲間を思う気持ちをいかにして強いものにしていくか、それを改めて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

~~~~~

以下、詳細に紹介します。

8月28日、東京地裁において JAL 不当労働行為裁判の判決が言い渡され、被告である都労委と参加人である両組合（日本航空乗員組合 以下、JFU・キャビンクルーユニオン 以下、CCU）の勝利判決となりました。「不当労働委には当たらないとする」原告 JAL の主張は全面的に否定された形です。

以下に判決の概要をご紹介します。（判決の要約部分をゴシック体にしてあります）

### 事件の概要

2010年1月19日に JAL が破綻し、片山英二弁護士と企業再生支援機構（以下、機構）を更生管財人とする更生手続きが開始されました。同年8月31日には、東京地方裁判所に更生計画案を提出するとともに、機構の企業再生支援委員会は、更生計画の認可がなされることを条件として JAL への 3,500 億円の出資を決定しました。

一方で、管財人・JAL 経営は破綻以降募ってきた希望退職が目標人数に到達していないとして、年齢、病歴に基づく整理解雇人選基準を提示し該当者である運航乗務員・客室乗務員を乗務から外す、いわゆる「ブランクスケジュール」としました。それに対して JFU、CCU の両組合は「整理解雇は行わないこと」との要求に争議権をかけて実現を目指すことを発議し、両組合大会にて承認されました（CCU：10月29日、JFU：11月9日）。

両組合の争議権投票が行われている最中の11月16日、機構の飯塚ディレクターと加藤管財人代理は両組合との事務折衝において、「機構としての正式な見解。機構は、両組合が争議権を確立した場合、それが撤回されるまで、本件更生計画案で予定されている3,500億円の出資をすることは出来ない（飯塚ディレクター発言の要約）」、「労使に争議を想定した争いがある場合には、更生裁判所が更生計画案を認可しない可能性もある（加藤管財人代理発言の要約）」との発言を行いました。11月19日に更生計画案は賛成多数で可決され、30日には東京地方裁判所が更生計画案を認可しました。また、機構は12月1日にJALに対して3,500億円の出資を行いました。

なお、上記の発言（以下、本件発言）以降発生した職場内の動揺、混乱を踏まえて、JFUは11月21日に争議権投票を中止し、すでに争議権を確立していたCCUはストライキを中止しました。両組合は同年12月8日に都労委に対して、本件発言は不当労働行為に当たるとして救済を申し立て、翌2011年7月5日都労使は上記の発言が労働組合法7条3号の支配介入に該当すると判断し共済命令を行いました。これを不服とするJAL経営が2011年9月1日に東京地裁に対して、不当労働行為救済命令の取り消しを求めて提訴したものです。

## 裁判の進行状況

このような形態の裁判では「被告」は命令を出した都労委ですが、実際に不当労働行為を受けた当事者である労働組合も「参加人」として主体的に裁判に関わっていくこととなります。本件裁判でもJFU、CCUから多くの書面・証拠の提出、承認の出廷などが行われています。

証拠調べの中で、「機構の正式見解」とされていた本件発言が、その時点では企業再生支援委員会の組織決定を経ておらず文書としても存在しないこと。それどころか本件発言が、当該事務折衝の直前に飯塚ディレクターが自前のノートをちぎった切れ端に作った“メモ書き”を元になされていたこと。それをあたかも「正式見解」として表明していた等、にわかには信じ難い実態が明らかとなりました。

## 東京地裁の判断

### 1. 本件発言は『使用者』の行為に該当するか？

裁判の中でJALは「本件発言は、機構が、JALに対する出資予定者としての見解を労働組合に伝えたものであり、『使用者』の行為ではないから不当労働行為に当たらない」と主張しました。

それに対する東京地裁の判断は・・・

更生管財人は、更生会社の経営権並びに財産管理処分権を占有する。機構は更生会社の従業員に対する労働契約上の権限を単独で行使できる地位にある。飯塚ディレクターらは人員削減施策および団体交渉を行い、使用者としての権利を行使し義務を果たしていた。機構における更生管財人としての立場と出資予定者としての立場は、再生支援という一つの目的のもとで密接に関連しており明確に区別されていなかった。

として、本件発言は『使用者』の行為であった認定しています。

## 2. 本件発言は『支配介入』に該当するか？

JAL は本件発言について「管財人の情報提供義務の適切な履行として行われたものであること、また機構の業務執行行為として、両組合の争議権の確立に関する見解を外部に表明したに過ぎないとして『支配介入』には当たらないと主張しました。

それに対する東京地裁の判断は・・・

飯塚ディレクターは「機構の正式な見解」等として、「争議権が確立された場合、それが撤回されるまで 3,500 億円の出資をすることができません」と明言している。加藤管財人代理は「機構は、スト権を確立したら 3,500 億円の出資は出来ないと決めた」と受け止め、JAL の 100 名余の職員らに対しその旨説明し、乗員部長らが所属の運航乗務員らに対してその旨メールで伝えているなど、更生管財人関係者及び JAL の幹部社員らも本件発言をもって機構が上記の通り組織として意思決定したと理解したことからすれば、本件発言は、機構が組織として意思決定したことを両組合らに対して表明したものと認められる。

として、管財人・JAL 経営が当時本件発言をあくまで「機構の正式な見解」としていたことを認定しました。また、労働組合の内部意思形成過程である争議権投票が行われている最中に、本件発言がなされたことについて、

争議権を確立したことによって JAL の二次破綻、ひいては両組合等の組合員の解雇にもつながるといふ両組合にとって不利益なことが生じる旨伝えるものであるから、労働組合の運営である争議権の確立に対して抑制を加える行為に他ならず、労働者の労働組合運営に介入する行為である。

と明確に不当労働行為を認定しています。

## 3. 本件発言によって提供された情報の内容は正確か？

当時「出資できない」理由として同時になされた発言は「両組合らが争議権を確立した場合、争議権の行使により運行が停止して JAL の事業が毀損するリスクが極めて高くなる。公的資金をそのようなリスクにさらすことは出来ない」というものでした。それに対して、

争議権を確立してからでも、団体交渉等により争議権の行使が回避されることは通常あり得ることであり、争議権確立のみによって直ちに運航停止や事業毀損リスクが極めて高くなるとまでは必ずしも言えない。

としています。また、「機構が 3,500 億円の出資をすることは出来ないと思決定した」と

の発言については、

企業再生支援委員会は出資を行わないことを決定する権限も有するところ、本件発言当時、そもそもその検討すら行われておらず、正確ではない。機構執行部（西沢社長、中村職務執行者、瀬戸職務執行者）は、本件発言と同趣旨の考えを有していたものの、それは最終的な判断ではなく、運航停止による事業毀損の可能性が回避されれば出資を行う判断をすることもあり得た。

とし、「機構の正式な見解」と言われたものが実はそうではなかったことを明確に認定しています。さらに、加藤管財人代理による「労使に争議を想定した争いがある場合には、更生裁判所が更生計画案を認可しない可能性もある」という発言については、

加藤管財人代理の推測の域を出ないもので、正確であるとは認めがたい

とし、

以上から、本件発言は、本件発言当時の組織としての機構の見解を正確に伝えるものであったとは評価できない。（中略）原告（JAL）は、本件発言は 3,500 億円の出資をするか否かという経営判断事項について、市場の圧力・抑止力の下、国民負担を発生させないという責任判断によりなされたものであるとも主張するが、正確でない情報を労働組合に伝えることは市場の圧力や国民負担の回避の要請に基づくものとは言えない。

と発言そのものの正確性・正当性についても否定しています。

以上のように、JAL の整理解雇が管財人・JAL 経営による不当労働行為という明確な違法行為の下で進められたことが明らかになりました。